チラシ掲載文

わたしの戸籍等をいじめないで。

戸籍謄本・住民票の写しは原則本人しか入手することができません

戸籍法・住民基本台帳法の改正により、平成20年5月1日から区役所や市町村窓口において戸籍謄本や住民票の写し等をとる場合に、個人情報保護を図るため「本人確認」を行い、なりすましなどによる本人以外からの不正な請求を防止することとなっています。

偽りその他不正の手段によって戸籍謄本や住民票の写し等を受け取った者には刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

私たち８士業の団体は、戸籍謄本等の不正取得防止に取り組んでいます。

特定事務受任者（８士業）は職務以外で戸籍謄本等の入手はできません

特定事務受任者とは？

弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士　計８士業

特定事務受任者は、職務上、戸籍謄本等を取得することができます。

しかし、職務目的以外に入手することはできません。

戸籍謄本等不正取得防止に向けて努力しています。

大阪弁護士会・大阪司法書士会・大阪土地家屋調査士会・近畿税理士会・大阪府社会保険労務士会・日本弁理士会近畿支部・日本海事代理士会近畿支部・大阪府行政書士会・大阪府